

会 議 録

会議の名称	平成 30 年度第 16 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 31 年 3 月 1 日（金）午後 5 時 00 分から午後 5 時 20 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	曾根原良仁委員長・上原敏彦委員長職務代理者・岩越笙子委員・中江滋秀委員 菱川勝也事務局長・山本直哉主査
議 題	議案第38号 平成 31 年 3 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について 議案第39号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第40号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 報告事項 平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について そ の 他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年度第 16 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は 3 件、報告事項 1 件及びその他でございます。</p> <p>始めに、議案第 38 号『平成 31 年 3 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局</p> <p>議案第 38 号『平成 31 年 3 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を御説明いたします。</p> <p>議案書の 1 ページをお開きください。</p> <p>本案は、公職選挙法第 19 条（永久選挙人名簿）第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。</p> <p>続けて 2 ページを御覧ください。</p> <p>各投票区別に登録者数を調製し資料としております。</p> <p>資料の内容につきましては、左から、各投票区等の別、前回登録者数、市内転居、抹消者数、新規登録者数、今回登録者数となっております。</p> <p>市内転居については、市全体としては増減がありませんので、合計欄は、男性・女性それぞれ 0 人となっております。</p>	

抹消者は、転出後 4 か月を経過するに至った者、死亡及び職権消除等、そして当市では事例がありませんが在外選挙人の出国時登録申請に基づく移し替えによる抹消を計算しております。

新規登録者は、住所要件として平成 30 年 12 月 1 日以前に転入届出を行った者、年齢要件として平成 13 年 3 月 2 日以前に出生した者、その他住所設定、帰化等を計算しております。

一番右の合計欄が今回の名簿登録者総数となります。平成 31 年 3 月 1 日現在の定時登録者総数は、男性が前回より 41 人増、女性が前回より 107 人増、合計で 148 人増となり、男性 81,399 人、女性 87,181 人の計 168,580 人となるものでございます。

以上、議案第 38 号『平成 31 年 3 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特になし。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 38 号『平成 31 年 3 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 39 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 40 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。この 2 件は、関連いたしますので、一括で事務局から説明を求めます。

○ 事務局

議案第 39 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

議案書の 3 ページをお開きください。

本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、議案書の 4 ページに記載の男性 1 人、女性 2 人の計 3 人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。氏名や国内での最終住所、国外の滞在国等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続けて議案書の 5 ページをお開きください。議案第 40 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 30 条の 11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、議案書の 6 ページに記載の女性 1 人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。氏名や国内での最終住所、帰国後の

住民登録の内容等の詳細につきましては、議案書に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 86 人、女性 102 人、計 188 人となります。

以上で、議案第 39 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第 40 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

○ 各委員

特になし。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 39 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 40 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に移ります。

『平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について』を事務局から説明をさせます。

○ 事務局

『平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について』を御報告させていただきます。

資料の 7 ページをお開きください。

平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について、先日開催いたしました平成 30 年第 14 回西東京選挙管理委員会で、異議申出については却下することとし、第 15 回西東京市選挙管理委員会で、却下通知について平成 31 年 1 月 23 日付で異議申出人に通知したことを御報告いたしました。

その後、公職選挙法第 206 条の規定により、異議申出人から平成 31 年 2 月 13 日付けで、東京都選挙管理委員会へ審査の申立てがなされました。そのため、西東京市選挙管理委員会では東京都に対し弁明書その他関連資料を別紙のとおり作成し、平成 31 年 2 月 28 日付けで東京都に送付いたしました。

以上で『平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について』の御報告とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

○ 各委員

特になし。

○ 委員長

特にないようですので、報告事項『平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について』は、終わります。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

その他の内容について事務局より以下のとおり報告及び確認を行った。

- 1 平成 31 年第 1 回西東京市議会定例会について  
会期日程及び定例会内で行われた内容について報告した。
- 2 次回選挙管理委員会の開催日程について  
委員で調整し、平成 31 年 4 月 4 日午前 10 時開催と決定。

午後 5 時 20 分 終了

以上

## 平成 30 年度第 16 回西東京市選挙管理委員会

日 時 平成 31 年 3 月 1 日 (金)  
午後 5 時 00 分から  
会 場 西東京市役所保谷庁舎別棟  
選挙管理委員会打合せ室

議案第 38 号 平成 31 年 3 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について

議案第 39 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

議案第 40 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

報告事項 平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について

そ の 他

【配布資料】 弁明書（東京都選挙管理委員会への審査申立書に対する弁明書）

議案第 38 号

平成 31 年 3 月 1 日現在の西東京市選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定  
について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

# 名簿登録者数調

定時登録

平成31年3月1日

投票区	(A) 平成30年12月15日現在 登録者総数			(B) 転居による増減等			(C) 抹消者数			(D) 新規登録者数			(E) 平成31年3月1日現在 登録者総数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	2,514	2,632	5,146	1	-1	0	44	31	75	37	28	65	2,508	2,628	5,136
2	3,029	3,113	6,142	-3	-8	-11	27	26	53	24	12	36	3,023	3,091	6,114
3	3,098	3,433	6,531	1	0	1	37	40	77	36	43	79	3,098	3,436	6,534
4	2,795	2,797	5,592	-5	-5	-10	32	36	68	34	28	62	2,792	2,784	5,576
5	2,756	3,181	5,937	-3	0	-3	28	37	65	29	24	53	2,754	3,168	5,922
6	2,151	2,213	4,364	-4	-6	-10	28	26	54	23	21	44	2,142	2,202	4,344
7	3,035	3,275	6,310	-4	-4	-8	38	41	79	36	40	76	3,029	3,270	6,299
8	2,789	3,117	5,906	-5	-3	-8	40	46	86	37	39	76	2,781	3,107	5,888
9	2,560	2,636	5,196	-6	-3	-9	35	30	65	28	19	47	2,547	2,622	5,169
10	3,180	3,168	6,348	-8	-2	-10	46	32	78	61	50	111	3,187	3,184	6,371
11	3,152	3,397	6,549	-5	-5	-10	45	27	72	28	31	59	3,130	3,396	6,526
12	2,975	3,187	6,162	1	2	3	34	29	63	26	23	49	2,968	3,183	6,151
13	3,300	3,483	6,783	45	39	84	38	38	76	60	41	101	3,367	3,525	6,892
14	2,943	3,121	6,064	-6	0	-6	43	46	89	40	28	68	2,934	3,103	6,037
15	3,011	3,042	6,053	-2	3	1	37	26	63	27	26	53	2,999	3,045	6,044
16	2,489	2,621	5,110	3	-5	-2	30	28	58	41	39	80	2,503	2,627	5,130
17	3,277	3,440	6,717	-7	-12	-19	46	39	85	32	48	80	3,256	3,437	6,693
18	2,901	3,095	5,996	-2	3	1	47	28	75	35	37	72	2,887	3,107	5,994
19	2,686	3,054	5,740	5	2	7	40	37	77	53	66	119	2,704	3,085	5,789
20	2,653	2,801	5,454	-5	-4	-9	22	28	50	22	23	45	2,648	2,792	5,440
21	2,923	2,980	5,903	2	5	7	26	16	42	28	25	53	2,927	2,994	5,921
22	3,175	3,318	6,493	-4	-4	-8	29	14	43	28	39	67	3,170	3,339	6,509
23	3,179	3,646	6,825	12	6	18	24	42	66	52	58	110	3,219	3,668	6,887
24	2,875	3,429	6,304	19	25	44	38	21	59	49	68	117	2,905	3,501	6,406
25	3,014	3,276	6,290	-2	-10	-12	31	35	66	26	42	68	3,007	3,273	6,280
26	2,306	2,402	4,708	-3	-6	-9	35	30	65	33	39	72	2,301	2,405	4,706
27	2,185	2,350	4,535	-2	-2	-4	26	27	53	38	26	64	2,195	2,347	4,542
28	2,619	2,979	5,598	-9	-4	-13	26	40	66	49	38	87	2,633	2,973	5,606
29	1,788	1,888	3,676	-4	-1	-5	19	20	39	20	22	42	1,785	1,889	3,674
計	81,358	87,074	168,432	0	0	0	991	916	1,907	1,032	1,023	2,055	81,399	87,181	168,580

(C) 抹消者

① 転出後4ヶ月を経過するに至った者(平成30年11月1日)

② 死亡者

③ 在外選挙人名簿への登録の移転

(D) 新規登録者数

年齢要件 平成31年3月2日以前出生

住所要件 平成30年12月1日以前転入届出

西東京市選挙管理委員会

議案第 39 号

西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁



平成 31 年 3 月 1 日付 在外選挙人名簿に登録する者（3 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			男	
東京都西東京市			女	
東京都西東京市			女	

議案第 40 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 1 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

平成 31 年 3 月 1 日 在外選挙人名簿から抹消される者（4 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			女	国内の市町村の区域内に住所を定めた 日後 4 か月を経過する者 住定日 平成 30 年 10 月 10 日 (東京都)

報告事項

平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙に対する異議申出について

上記の事項を報告する。

平成 31 年 3 月 1 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁



弁 明 書

30 西 選 第 552 号  
平成 31 年 2 月 28 日

審査庁

東京都選挙管理委員会

委員長 宮 崎 章 様

処分庁

西東京市選挙管理委員会

委員長 曾根原 良 仁

審査申立人平原行人外 4 名（以下「申立人ら」という。）が平成 31 年 1 月 7 日付けで提起した平成 30 年 12 月 23 日執行の西東京市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）に対する西東京市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）の決定（平成 31 年 1 月 23 日付け決定。以下「本件決定」という。）についての審査申立て（以下「本件審査申立て」という。）について、次のとおり弁明します。

1 弁明の趣旨

本件審査申立てを却下する。

との裁決を求める。

2 審査申立状記載事実の認否

申立人らに異議申出適格があるとの主張は争う。

本件選挙の開票において、500 票束やバーコードの使用をしたとの主張に係る事実は否認する。

本件選挙の開票において、500 票束やバーコードは使用していない。

その余の主張は知らないし争う。

3 本件審査申立てに至るまでの経緯

- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| (1) 平成 30 年 12 月 16 日 | 本件選挙告示         |
| (2) 平成 30 年 12 月 23 日 | 本件選挙投票日        |
| (3) 平成 30 年 12 月 23 日 | 本件選挙開票日        |
| (4) 平成 31 年 1 月 7 日   | 異議申出書提出        |
| (5) 平成 31 年 1 月 23 日  | 決定書について当委員会で決定 |
| (6) 平成 31 年 1 月 23 日  | 決定書を告示         |

- (7) 平成 31 年 1 月 23 日 決定書を送達 (発送)
- (8) 平成 31 年 1 月 24 日 [REDACTED] を除く申立人ら 4 人に決定書を送達完了
- (9) 平成 30 年 1 月 25 日 [REDACTED] に決定書を送達完了

#### 4 本件審査申立てに対する意見

##### (1) 申立人の主張の要旨

公明正大な選挙を求めるための異議申出は憲法上認められるべきである。500 票バーコード票が誤作動を起して票計算をしており、集計結果が真実の有効投票数と違っている。期日前投票箱の中身のすり替えが疑われる。

##### (2) 申立人らの主張に対する当委員会の意見

異議申出適格について

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 206 条第 1 項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができる」とされている。

この趣旨は、選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、当該選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期すことにある。この趣旨に照らせば、同条所定の選挙人とは、選挙区のある選挙においては、当該選挙区に所属し、当該選挙区に選挙に参加し得る権利を有する選挙人に限られると解すべきである (最高裁判所昭和 39 年 2 月 26 日判決。)

当委員会の調査の結果、申出人らは、本件選挙の選挙人又は候補者のいずれでもなかった。

したがって、本件選挙において、申出人らは法第 206 条第 1 項所定の「選挙人」又は「公職の候補者」のいずれにも該当しないことから、本件異議の申出は適法な異議の申出とはいえない。

##### (3) 結語

以上の通り、本件異議の申出は適法な異議の申出とはいえず、本件異議申出を経た審査の申立ては不適法な審査の申立てである。

よって、本件審査申立ては、却下されるべきである。

#### 6 添付資料

- (1) 平成 30 年 12 月 23 日執行西東京市議会議員選挙選挙録 (写)
- (2) 本件審査申立人が提出した異議申出書 (写)
- (3) 本件審査申立人に交付した決定書 (写)
- (4) 本件審査申立人への決定書送達記録